

# MENA 地域で商品を販売するには

2014年10月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、  
部課名およびメールアドレスが変更と  
なりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai  
Level 15, Rolex Tower,  
PO Box 7001, Dubai, UAE  
Sheikh Zayed Road,  
Tel: +971 4 384 4000

Fax: +971-4-384-4004  
E-mail：mero@clydeco.ae

كلايد اند كو  
CLYDE & CO

石油による富、人口の増加、さまざまな資材や商品の需要が高まり、中東および北アフリカ地域（MENA）は、多くの製造業者にとって魅力的な成長市場です。しかし、この地域でのビジネスには、落とし穴が潜んでいます。地域での販売店として現地の代理店を任命する際には、特に注意が必要です。

MENA 地域の多くの国において、国内での商品販売は現地の支店あるいは代理店によるのみ可能であるとする代理店法が発布されました。国によっては、現地販売店は、法的に手厚く保護され、販売契約や代理店契約の条項に優先する権利が与えられています。こういった代理店の権利は、製造者が販売契約の変更を求めた場合、厄介な問題となり得ます。本記事では、代理店契約、販売契約は（法的によっては、それぞれ異なる意味を表す場合もありますが）総称して“販売契約”と呼ぶこととし、現地代理店は“販売店”と呼ぶこととします。本記事では、MENA 地域における典型的ないくつかの代理店法について考察します。便宜上、販売代理店に関する法規制の種類を以下の三つカテゴリーに大きく分類しました。

- ・保護主義： 現地販売店に非常に有利な保護措置を含む代理店法を定める国
- ・穏健主義： 現地販売店に一定の法的保護措置を与える一方、販売契約を解約してほかの販売店を任命する一定の柔軟性も製造者に与える代理店法を定める国
- ・自由市場： 代理店法が制定されておらず、通常、販売契約を解約し、ほかの販売店を任命する契製造者の契約上の権利が裁判所によって認められている国

それぞれのカテゴリーにおいて、販売店契約の解約、現地販売店に与えられた保護措置、法律適用外の契約の可能性といった共通の事柄について考察します。また、販売契約を締結する際、あるいは解約する際に製造者が注意すべき問題についても焦点をあてることとします。

## 保護主義

UAE、シリア、エジプト、イエメンなどの国では、特定の商品の独占販売権を与えられた現地販売店は、販売代理店登録に販売契約を登録する権利を有します。国により多少の違いはありますが、登録することで現地販売代理店には以下の権利と保護が与えられます。

### ・係争の現地裁判所での解決：

販売契約に起因する係争の裁判は、現地裁判所が独占管轄権を有します。仲裁法定または他国の裁判所での仲裁解決を定める契約条件は、通常、無効です。

・現地の法律の適用：

現地裁判所は、契約が定める適用法に関係なく、自国の法律を適用することができます。他国の法律を適用法とする契約条件は無効です。

・製造者による解約権の制限：

販売契約の解約は、通常、当事者間の合意、あるいは裁判所命令によってのみ可能とされています。販売契約の契約期間が終了しても、その効力は消えません。また、販売契約において通知による解約が認められていても、現地販売店が契約に違反していても、製造者は契約を破棄することはできません。

・商品の輸入を阻止する権利：

製造者が販売契約を解約し、新たな販売店の任命をした場合、“登録”現地販売店は、新販売店を介した輸入の阻止を求めることが可能です。これにより、製造者は、登録販売店以外の代理店を介する商品の供給が不可能となります。

・損害賠償請求権：

製造者が裁判所を通して販売契約を解約した場合、現地販売店は、損害賠償を請求する権利があります。原則的に裁判所は、直接的な経費（人件費、訓練費、宣伝費、融資金利など）、事業への投資金（ショールーム、店舗、設備の設置費用）、損失利益に対する販売店の損害賠償請求を認めます。損失利益を査定する際、裁判所は通常、過去年度の現地販売店による正味利益に基づき、販売契約が解約されなければ見込まれたはずの正味利益を算出します。現地販売店が、合意した販売目標を達成しない、商品の適切な宣伝活動を怠るなど、販売契約に違反した場合でも、損害賠償が認められる場合がほとんどです。

## 穩健主義

サウジアラビア、クウェート、ヨルダン、イラク、リビア、バーレーンなどがこのカテゴリーに含まれ、代理店法は、現地販売店に一定の法的保護措置を与える一方、販売契約を解約してほかの販売店を任命する一定の柔軟性も製造者に与えています。これら穩健主義の代理店法の主な特徴は以下のとおりです：

・他国法の適用と仲裁条項は通常、有効：

原則的に裁判所は、他国の法律の適用、係争問題の他法域の裁判所、または仲裁法定での解決を定める条項の効力を認めます。

・契約期間の終了による代理店契約の登録解除：

現地販売店には販売契約を登録する権利が与えられますが、必ずしも製造者が契約の解約ができないわけではありません。例えば、サウジアラビアでは、販売契約の有効期間が終了すれば、製造者は契約を更新しなくてもよい権利が裁判所により認められてお

り、非更新の正当な理由を示す必要もありません。

・商品の輸入が阻止されることはない：

現地販売店による商品の輸入阻止請求を認める法律や法制度はありません。しかし、販売店が、顧客との関係を邪魔する、市場への参入を阻止する非公式の仕組みはあるかもしれません。

・損害賠償権の制約：

一般に、現地販売店は販売契約の解約または終了に対する損害賠償請求権を有しますが、通常、実際に発生した経費に限り請求が可能で、見込まれた利益の損失などは請求の対象となりません。

## 自由市場

代理店法が制定されていないパレスチナ、アルジェリアなどがこのカテゴリーに含まれ、販売契約が定める製造者による解約権、販売店任命権の効力がそのまま認められます。

これら自由市場地域の主な特徴は以下のとおりです：

・適用法や仲裁条項の選択の自由：

原則として、他国の法律を適用法とする契約条件や、係争の解決を外国の裁判所あるいは仲裁法定に求める仲裁条項の有効性が裁判所によって認められます。

・契約条件に基づく契約解約権：

通常、契約の解約条件を契約当事者間で合意することが可能です。正当な理由なく契約が解約されたとしても、裁判所は、製造者を契約当事者として強制的に保留することはありません。一方、販売代理店は、損害賠償を求める権利があります。

・製造者への損害賠償請求の制約：

販売店が、契約違反あるいは不当な解約を理由に製造者へ損害賠償を請求する場合、損害額の査定は、法定基準ではなく、契約法の一般原則に従い算出されます。

・輸入阻止の権利は認められない：

販売店には、製造者によるほかの代理店を介した商品の輸入を阻止する権利は与えられていません。

## 製造者が注意すべき主な問題

MENA 地域で、販売契約を結ぶ、あるいは解約する際、製造者は、適用法を十分理解することが大切であり、専門家に適切なアドバイスを仰ぐことも重要です。

保護主義のカテゴリーに含まれる国では、慎重に契約書を作成し、販売店の適正評価を行うことにより、厳しい代理店法の適用を避けることが可能です。しかし、販売契約が一旦

登録されると、販売店の合意がない限り、契約を解約する、あるいは登録を取り消すことは容易ではありません。製造者は、契約の解約命令および登録の取り消しを裁判所に求めることは可能ですが、その手続きには長い期間と多額の費用が見込まれ、最終的に、販売店への損害賠償の支払いを命じられる可能性もあります。また、手続き期間中に市場調査を行おうとすれば、販売店がそれを妨害する可能性もあります。そのため、保護主義の法域では、販売契約の解除は慎重に扱うべきであり、できるだけ交渉により和解に導くことをお勧めします。

穏健主義および自由市場のカテゴリーに含まれる法域では、製造者はより強気の取り組みが可能ですが、やはり注意が必要です。我々の経験によると、法域に関係なく、販売契約の解約を求めた場合、必ずと言っていいほど、販売店はそれを不服とし、製造者を訴えると脅します。そういった場合には、適用法に基づき、その訴えが正当であるか否かを確認し、適切な対策を講じることが重要です。

MENA 地域に商品販売網を広げようとする製造者は、潜在する法的リスクを鑑み、それぞれの法域をよく調べ、販売契約を締結、あるいは解約する前に、専門家にアドバイスを仰ぐことをお勧めします。

#### **留意事項:**

本記事の執筆時、オマーンではちょうど代理店法を改正する勅令が発布されました。一見したところ、この改正により、オマーンのカテゴリーは保護主義から穏健主義に変わったようです。改正法の内容が明らかになり次第、オマーンに関する記事を別途発行します。

本記事の内容に関し、さらなる情報をお求めの方は、巻田隆正、Richard Bell もしくは Rebecca Soquier にお問い合わせください。

### **Key contacts**

**Takamasa Makita**, Legal Director  
takamasa.makita@clydeco.com

**Shurooq Zainal**, Senior Associate  
Shurooq.zainal@clydeco.com

Clyde & Co accepts no responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this summary. No part of this summary may be reproduced in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Regulated by the Solicitors Regulation Authority. Qatar Financial Centre Branch licensed by the QFCA. Abdulaziz A. Al-Bosaily Law Office in association with Clyde & Co LLP is licensed in Riyadh - see [www.albosailylawoffice.com](http://www.albosailylawoffice.com) for licence detail.